

特別受益者の相続分の算定方法

<算定方法>

具体的には、以下の方法で計算します。

- ①生前贈与された財産は、相続開始時の財産価額に換算します。
- ②相続開始時の積極財産価額に①で換算した財産価額を加算して「みなし相続財産」を算出する。
- ③みなし相続財産に、法定相続分を乗じる。
(遺言等で、指定相続分が決められている場合は、法定相続分ではなく指定相続分を乗じます。)
- ④特別受益者の場合は、③によって得られた価額から、特別受益者が受けた①の金額を控除したものが具体的相続分になります。

(事例)

父の遺産＝1億5000万円

相続人＝兄・姉・弟の3人

兄＝生前贈与 昭和40年に2000万円……………特別受益

姉＝生前贈与 昭和50年に1000万円……………特別受益

弟＝生前贈与 相続開始の直前に1000万円……………特別受益

- ①昭和40年当時の貨幣価値は現在の3倍とする。
- ②昭和50年当時の貨幣価値は現在の2倍とする。

①みなし相続財産(特別受益の持ち戻し)

1億5000万円＋6000万円＋2000万円＋1000万円＝2億4000万円

②各人の具体的相続分

<算式>

兄 $2億4000万円 \times 1/3 - 6000万円 = 2000万円$
姉 $2億4000万円 \times 1/3 - 2000万円 = 6000万円$
弟 $2億4000万円 \times 1/3 - 1000万円 = 7000万円$

